

げんきの産業息吹くまちなばり創出事業補助金 (ポストコロナチャレンジ促進事業) 募集要項

■申請期間

令和4年8月19日(金)～ 令和5年1月10日(火)まで ※消印有効

■補助対象者

名張市内に主たる事業所等を有する法人・個人事業者、又は個人事業者のうち名張市内に住所を有し、市の住民基本台帳に記載されている者

同一事業者からの応募は1件限りとします。

■補助対象

- (1) 省エネ法で家電等の省エネ基準を定めたトップランナー制度に基づく、省エネルギーラベル等の表示があり、かつ省エネ基準達成率が100%以上である製品の導入
- (2) 原油価格・物価高騰に対応するため、コスト削減、業務改善、新たな収益獲得等の効果を目指す取組において必要な設備等の導入

■補助金額等

【補助金額】 10万円(下限)～50万円(上限)

【補助率】 補助対象経費の 2/3



名張市 ポストコロナチャレンジ促進事業

検索



詳しくはこちら

【問合せ先】

名張市 産業部 商工経済室

TEL(0595)63-7824

(平日 午前8時30分～午後5時)

目 次

1. 補助事業の目的	・・・P1
2. 補助対象者	・・・P1
3. 申請期間	・・・P2
4. 補助金額等	・・・P2
5. 補助対象経費	・・・P2
6. 補助対象とならない経費	・・・P3
7. 申請について	・・・P4
8. 補助金交付までの流れ	・・・P6
9. 留意事項	・・・P7
10. 問合せ先	・・・P7

1. 補助事業の目的

新型コロナウイルス感染症の影響や、原油価格・物価高騰等に直面する名張市内の中小企業、個人事業者等で、これらの社会情勢を乗り越えるための前向きな事業継続の意思を持った事業者を応援することを目的とし、原油価格・物価高騰等に係る事業維持管理費用をはじめとしたコスト削減及び業務等の見直しに伴う製品・設備導入費用等の負担を軽減するための支援金を交付すると同時に、市内経済の活性化を目指します。

2. 補助対象者

下記事項を全て満たす事業者であること

- (1) 名張市内に主たる事業所等を有する法人・個人事業者であること、又は個人事業者のうち、名張市内に住所を有し、市の住民基本台帳に記録されている者
- (2) 令和4年8月18日時点で事業を実施しており、今後も継続の意思がある者
- (3) 市税を滞納していないこと
- (4) 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定する中小企業者等であること(法人の場合)

業 種	中小企業者(下記のいずれかを満たすこと) ※みなし大企業は除く	
	資本金額又は出資総額	常時使用する従業員数
製造業、建設業、運輸業、その他の業種(下記3業種を除く)	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
小売業	5,000万円以下	50人以下

- (5) 主たる収入が事業所得であること(個人事業者の場合)

※下記の事業者は対象となりません。

- ・社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人その他の営利を目的としない法人
- ・政党その他の政治団体
- ・宗教法人(特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派若しくは教団を支援する団体を含む。)
- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業又はその営業に係る同条第13項に規定する接客業務受託営業を行う者
- ・名張市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱(平成30年告示第62号)第2条第9号に規定する暴力団関係者又は同条第10号に規定する暴力団関係法人等に該当する者

3. 申請期間

令和4年8月19日(金)～令和5年1月10日(火) ※消印有効

※申請期間内でも申込が予算枠に達した時点で受付を終了し、同日の受付(消印又は窓口受付)で予算額を上回る複数の申請を受付けた場合は、抽選で交付決定します。なお、その場合は、名張市ホームページでお知らせします。

<https://www.city.nabari.lg.jp/s037/100/010/240/20220719184501.html>

※令和4年4月1日(金)から8月18日(木)の間に購入した製品・設備も対象となります。

4. 補助金額等

○補助金額 :10万円(下限)～50万円(上限)

○補助率 :補助対象経費の 2/3

※消費税及び地方消費税額等は含みません。

補助金額に千円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

5. 補助対象経費

下記(1)(2)のいずれか又はその両方に該当する経費。なお、導入する製品・設備は事業に供するもの、かつ、事業所に導入するものとします。

※複数製品および同一製品の複数購入も可とします。

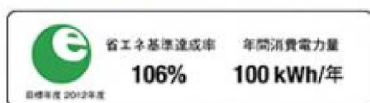
(1)省エネ法で家電等の省エネ基準を定めたトップランナー制度に基づく、省エネルギーラベル等の表示があり、かつ省エネ基準達成率が100%以上である製品を市内の販売店から購入するために要する経費(設置費、運搬費含む。)

【対象製品例】 エアコン、照明器具、テレビ、電気冷蔵庫、電気冷凍庫等

※詳細は経済産業省 省エネルギー庁発行の「2021 年省エネラベルガイドブック」をご覧ください。

● 省エネルギーラベル等 表示例

省エネルギーラベル



※主にメーカーが表示します。カタログや製品本体、包装などに表示されています。

統一省エネラベル



※主に小売事業者等が表示します。販売店の製品本体または近傍に表示されています。

簡易版統一省エネラベル



※個々の製品が5.(1)に定める省エネ型製品に該当するかどうかは販売店、メーカー等
にお問い合わせいただくか、下記ホームページをご参照ください。

●省エネ型製品情報サイト <https://seihinjyoho.go.jp>

※業務用の電化製品等においては、省エネルギーラベル等が表示されていない場合が
あります。その場合は下記(2)での申請をご検討ください。

(2)原油価格・物価高騰に対応するため、コスト削減、業務改善、新たな収益獲得等の効果
を目指す取組において必要な設備等の導入に要する経費(設置費、運搬費含む。)

下記①から④のいずれか、または複数に該当するものが対象となります。

①コスト削減を目的とするもの

(例) 省エネラベル等が表示されていない製品で、コスト削減、省エネルギー化に繋がる
製品、設備等の導入

②業務改善を目的とするもの

(例)DXの導入に伴って省力化に繋がる設備等の導入

③新たな収益獲得等を目的とするもの

(例)原油価格・物価高騰の影響を受けにくい分野への事業シフトに関する製品、設備等
の導入

④その他(原油価格・物価高騰に対応するものに限る)

★「その他」で申請される場合は、事前にお問合わせいただくことをお勧めします。

※原則市内販売店で購入してください。市外で購入する場合は理由を明記してください。

6. 補助対象とならない経費

次の①～⑧に掲げる経費は補助対象となりません。

なお、審査により、補助対象とならない経費が含まれていることが判明した場合は、当該経費
を申請された金額から減額します。

①補助事業の目的に合致しないもの

②補助対象経費の合計額が15万円に満たないもの

③令和4年4月1日から令和5年1月10日までの間に購入・支払・納品・設置が完了していな
いもの

④リボ払い、分割払いにより購入したもの

⑤必要な経費支出関係の書類を用意できないもの

⑥自社内部の取引、及びそれと同等と認められる取引によるもの

⑦販売や有償レンタルを目的として購入した製品

- ⑧オークションにより購入した製品(インターネットオークションを含む)
- ⑨省エネルギーラベル等の表示があるもののうち、省エネ基準達成率が100%未満(オレンジ色のマークの表示がある)のもの
- ⑩中古品(新古品含む)
- ⑪文房具などの事務用品、その他の消耗品
- ⑫公租公課(消費税及び地方消費税額等)
- ⑬購入に係る各種手数料等(金融機関などへの振込手数料、代引手数料等)
- ⑭各種キャンセルに係る取引手数料等
- ⑮製品の導入、買い替えに伴うリサイクル料金や、廃棄に関する料金
- ⑯各種保証料・保険料・保守料
- ⑰補助金申請書類等の作成・送付・手続きに係る費用
- ⑱上記のほか、公的な資金の用途として社会通念上、不適切と認められる経費

7. 申請について

(1) 申請必要書類

下記①～⑥について各1部を提出してください。(すべてA4サイズに統一してください。)

①げんきの産業息吹くまちなばり創出事業補助金交付申請書兼請求書
(ポストコロナチャレンジ促進事業)(様式第3号)

②誓約書兼同意書(ポストコロナチャレンジ促進事業)(別紙1)

③添付書類貼付台紙(別紙2-1、2-2)

支払および内容が確認できるもの	●支払が確認できるもの ・令和4年4月1日から令和5年1月10日までの間に購入していることが確認できるもの ・法人または個人事業者本人名義の購入であることが確認できるもの(例) 【現金払いの場合】 ・購入に要した経費の領収書、レシート等の写し 【振込の場合】 ・振込受付書等の写し 【クレジットカード払いの場合】 ※以下のすべての書類の提出要 ・購入に要した経費の領収書、レシート等の写し ・カード会社からの明細の写し ・口座から引き落とされたことが分かる書類(通帳の写し等) ●上記「支払が確認できるもの」で、明細の記載が不明な場合のみ製品名および支払金額の内訳が確認できるもの ・販売店が発行した請求書もしくは納品書の写し等
-----------------	--

購入製品が補助要件を満たすことが確認できる資料	【5. (1)に該当する場合】 ・機種名(型番)および省エネ基準達成率が 100%以上であることが確認できるもの(商品本体や小売事業者の店頭に表示されている省エネラベル等の写真、カタログの写し等) ・製品を設置したことが確認できるもの(写真等)
	【5. (2)に該当する場合】 ・製品・設備等の詳細が確認できるもの(カタログ、ホームページ画面の印刷等) ・製品・設備等を設置したことが確認できるもの(写真等)
④原油価格・物価高騰に伴う影響及び今後の事業展開等に関する調査票(別紙3)	
⑤事業所の実在が確認できる資料	
法人	法人税申告書(別表一)の写し
個人事業者	【青色申告者・白色申告者共通】 確定申告書(第一表)の写し 【青色申告者の場合】 所得税青色申告決算書の写し 【白色申告者の場合】 収支内訳書の写し
決算期を一度も迎えていない場合	【法人の場合】 履歴事項全部証明書の写し又は法人設立届出書の写し 【個人事業者の場合】 個人事業の開業・廃業等届出書の写し
※法人税申告書(別表一)、確定申告書(第一表)の控えには、収受日付が押印(税務署においてe-Taxにより申告した場合、受付日時及び受付番号が印字)されていること(税務署の受領等がわかるものが提出できない場合は、申告書余白に理由を記載してください。(例)市役所の特設会場で提出したため、等)	
⑥振込先口座通帳の写し(表面と通帳を開いた1、2ページ) ※口座名義は申請者である法人名義、個人事業者本人名義であること	

※ご提出いただいた書類は、返却しませんのでご了承ください。また、内容について問い合わせる場合がありますので、必ずコピー等控えを備えてください。

※鉛筆や消せるボールペンでの記入はご遠慮ください。

※提出書類の記載を誤った場合は、以下のとおり訂正してください。

- 誤った箇所に二重線を引き、二重線に重ねて押印し、その上側に正しい内容を記載してください。(補助金交付申請書兼請求書に押印したものと同一印鑑を使用してください。)
- なお、請求金額の訂正は認められませんので、記載を誤った場合は、新たな用紙に書き直してください。

(2) 申請書等入手方法

①名張市ホームページよりダウンロード

<https://www.city.nabari.lg.jp/s037/100/010/240/20220719184501.html>

②名張市役所4階 産業部商工経済室

③名張商工会議所 名張産業振興センター3階 (名張市南町 822-2)

(3) 申請方法 ※同一事業者からの応募は1件限りとします。

申請必要書類を郵送または持参にて提出してください。新型コロナウイルス感染拡大防止のため、郵送での提出にご協力をお願いします。

①郵送の場合

【提出先】

〒518-0492 名張市鴻之台1番町1番地

名張市産業部 商工経済室（7ページの宛名台紙をご活用ください。）

【提出期限】

令和5年1月10日（火）消印有効

※封筒表面に「申請書在中」、裏面に住所、事業者名を記入し、郵送料は各自でご負担ください。郵送時の紛失等の責任は負いかねますので、必要に応じてレターパック、簡易書留郵便等をご活用ください。

②持参の場合

必要書類を封筒に入れ、ご提出ください。

【提出場所】

名張市役所4階 産業部商工経済室

【受付時間】

午前8時 30 分～午後5時

【提出期限】

令和5年1月10日（火）午後5時

8. 補助金交付までの流れ

(1) 申請

補助金交付申請書兼請求書と必要書類を、名張市産業部 商工経済室へ提出してください。

(2) 審査および補助金交付決定

申請を受付後、内容を審査し、補助金を交付する旨決定した申請者には補助金交付決定通知書を、交付しない旨決定した申請者にはその旨およびその理由を記載した書面を送付します。

審査にあたり、問い合わせや書類の追加提出を求める場合があります。速やかな審査に資するため、ご協力をお願いします。

(3) 補助金交付

交付対象者においては、補助金交付決定通知書を送付した後、概ね1カ月を目途に指定口座へ振り込みます。申請状況により、多少前後する場合がありますのでご了承ください。

※補助金交付後、完了検査の実施を行う場合があります。実施する場合は事前に連絡します。

9. 留意事項

(1) 申請全般に係る留意事項

- ①申請内容に虚偽や不正があった場合又は要件を満たしていないことが判明した場合は、支援金の申請を取り下げさせていただきます。
- ②不正または虚偽による補助金の受給があった場合は、補助金の返還を求めます。
- ③本補助金と同様の他の助成金等を受けて導入したものに係る経費は対象となりません。
- ④名張市産業部が同時期に実施する以下の事業との重複申請はできません。
 - ・森林整備促進緊急対策事業
 - ・観光地づくり・高付加価値化事業

(2) 購入時に係る留意事項

- ①補助対象経費の支払は、当該法人、又は個人事業者本人名義とします。また、決済は法定通貨とします。仮想通貨・クーポン・クレジットカード会社等から付与された特典ポイント・金券・商品券での支払いは対象外となります。リボ払い、分割払いは認めません。

10. 問合せ先

〒518-0492 名張市鴻之台1番町1番地
名張市 産業部 商工経済室(平日午前8時30分～午後5時)
TEL:0595-63-7824 FAX:0595-64-0644
E-mail:syoukou@city.nabari.mie.jp

下記宛名を切り取って、ご活用ください。

〒518-0492

名張市鴻之台1番町1番地

名張市産業部 商工経済室 行

ポストコロナチャレンジ促進事業申請関係書類在中